

○符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件（平成十七年総務省告示第千二百九十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表  
 （傍線部は改正部分）

改正案		現行	
(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの送装置の技術的条件</p> <p>1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置</p> <p>ア 基地局の送信装置</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの送装置の技術的条件</p> <p>1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置</p> <p>ア 基地局の送信装置</p>
(略)	<p>周波数</p> <p>不要発射の強度の許容値</p>	(同上)	<p>周波数</p> <p>不要発射の強度の許容値</p>

<p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満(一、八八四・五 MHz 以上二、九一九・六 MHz 以下(一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下)を除く。)</p>	<p>離調周波数が一二・五 MHz 以上の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五二〇・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつては、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下の周波数においては(一)五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下(一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下)を除く。</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

イ 陸上移動局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一二・五 MHz 以上(八)	(略)

<p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満(一、八八四・五 MHz 以上二、九一九・六 MHz 以下(一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつては、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下)を除く。)</p>	<p>離調周波数が一二・五 MHz 以上の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一、四二七・九 MHz を超え一、五二〇・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつては、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下の周波数においては(一)五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(同上)	(同上)
一二・五 MHz 以上(八)	(同上)

<p>一五 MHz を超え八九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>	<p>一二・五 MHz 以上（九〇 MHz を超え九六 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>
--	--

<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・</p>
---	---	--	---	--

<p>一五 MHz を超え八九五 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>
---

<p>九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二、一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 デシベル (一ミリワットを〇 デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇 デシベル (一ミリワットを〇 デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇 デシベル (一ミリワットを〇 デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一 デシベル (一ミリワットを〇 デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇 デシベル (一ミリワットを</p>
--	--	--	---	---

<p>(一) 六〇 デシベル (一ミリワットを</p>
-----------------------------

一・五 MHz 以上（一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。） 一・五 MHz 以上（一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）	○デシベルとする。）以下の値 （略） 八六〇 MHz 以上 <b>八九〇 MHz</b> 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
ア 基地局の送信装置 離調周波数 （略） 二、二五〇 kHz を超えるもの	不要発射の強度の許容値 （略） 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上二、九一九・六 MHz 以下を除く。）の周波数帯において
(2) (略) (3) 一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置	(2) (略) (3) 一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。

一・五 MHz 以上（一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。） 一・五 MHz 以上（一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）	（同上） 八六〇 MHz 以上 <b>八九五 MHz</b> 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
ア （同上） 離調周波数 （同上） 二、二五〇 kHz を超えるもの	不要発射の強度の許容値 （同上） （同上） （同上）
(2) (同上) (3) (同上)	(2) (同上) (3) (同上)

ては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

注

一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

イ 陸上移動局の送信装置

- (ア) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合
  - A 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

イ (同上)

- (ア) (同上)

- A (同上)

離調周波数	不要発射の強度の許容値	(略)	(略)	二、二五〇kHzを超え、同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差(単位MHz)と三・五の積の周波数を超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差(単位MHz)と三・五の積の周波数を超えるもの	1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値 2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値 3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値 4 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満				

離調周波数	不要発射の強度の許容値	(同上)	(同上)	二、二五〇kHzを超え、同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差(単位MHz)と三・五の積の周波数以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差(単位MHz)と三・五の積の周波数を超えるもの	1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値 2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値 3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値 4 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満				

満（一、八八四・五MHz以上一、九一  
九・六MHz以下を除く。）  
任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅にお  
ける平均電力が（二）三〇デシベル  
以下の値

注1 離調周波数は、それぞれの搬送波の周波数から不要  
発射の強度の測定帯域の端までの差の周波数のうち最  
小のものとする。

2 隣接しない二の搬送波の間の周波数帯（当該周波数  
帯において当該二の搬送波以外の搬送波が送信されて  
おらず、かつ、その周波数帯幅が五MHz未満のものに限  
る。）については適用しない。

3 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周  
波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における  
平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デ  
シベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九  
二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使  
用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九  
一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHz  
の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一

注1 (同上)

2 (同上)

5 未満（一、八八四・五MHz以上一、  
九一九・六MHz以下を除く。）  
任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に  
おける平均電力が（一）三〇デシ  
ベル以下の値  
一、八八四・五MHz以上一、九一  
九・六MHz以下  
任意の三〇〇kHzの帯域幅にお  
ける平均電力が（一）四一デシベ  
ル以下の値



ミリワットを〇デシベルとする。以下の値であること。

B 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合	
離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
九・三七五 MHz を超えるもの	1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値 2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六デシベル以下の値 3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値 4 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く) 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値

**注1** 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

B (同上)

B (同上)	
離調周波数	不要発射の強度の許容値
(同上)	(同上)
九・三七五 MHz を超えるもの	1 (同上) 2 (同上) 3 (同上) 4 (同上) 5 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下 任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値

**注** 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2) 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯において任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。

C 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数 (略)	不要発射の強度の許容値
一二・五 MHz を超えるもの	<p>(略)</p> <p>1 九 kHz 以上二五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>

C (同上)

離調周波数 (同上)	不要発射の強度の許容値
一二・五 MHz を超えるもの	<p>(同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p>

毎秒一・二二二	拡散符号速度	離調周波数 一、二五〇kHzを超え	不要発射の強度の許容 値 (略)	<p>(イ) (フ)以外の場合</p> <p><b>注1</b> 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。</p> <p><b>2</b> 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。</p>
	下の値			

4 下の値

一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一六MHz以下を除く。)

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

毎秒一・二二八八	拡散符号速度	離調周波数 一、二五〇kHzを超え	不要発射の強度の許容値 (同上)	<p>(イ) (フ)以外の場合</p> <p><b>注</b> 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。</p> <p><b>5</b> 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	下の値			

5 下の値

一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下

任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

八八メガチツ			
	一、九八〇 kHz 以下	一、九八〇 kHz を超え 二、二五〇 kHz 以下	二、二五〇 kHz を超え 四 MHz 以下
	(略)	(略)	(略)
<p>一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯においては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)七ーデシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>			
メガチツプ			
	一、九八〇 kHz 以下	一、九八〇 kHz を超え 二、二五〇 kHz 以下	二、二五〇 kHz を超え 四 MHz 以下
	(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)	(同上)
<p>一、八八四・五 MHz</p>			

							毎秒三・六八 六四メガチツ プ	
二、五〇〇kHzを超え 二、七〇〇kHz以下	二、七〇〇kHzを超え 三・五MHz以下(三・〇 八MHzを除く。)	三・〇八MHz	三・五MHzを超え七・ 五MHz以下	七・五MHzを超え八・ 五MHz以下(八・〇八MHz を除く。)	八・〇八MHz	八・五MHzを超え一 二・五MHz以下	一二・五MHzを超える	(略)

							毎秒三・六八六四 メガチツ プ	
二、五〇〇kHzを超え 二、七〇〇kHz以下	二、七〇〇kHzを超え 三・五MHz以下(三・〇 八MHzを除く。)	三・〇八MHz	三・五MHzを超え七・ 五MHz以下	七・五MHzを超え八・ 五MHz以下(八・〇八MHz を除く。)	八・〇八MHz	八・五MHzを超え一 二・五MHz以下	一二・五MHzを超える	(同上)

以上一、九一九・  
六MHz以下の周波  
数帯においては、  
任意の三〇〇kHz  
の帯域幅におけ  
る平均電力が  
(一)四一デシベ  
ル(一ミリワット  
を〇デシベルと  
する。)以下の値

	もの
	<p>一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯においては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)七ーデシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

	もの
	(同上)
	<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が</p>

注1 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2) 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

2 八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種類別	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い

注 (同上)

(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値)

2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種類別	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は

陸上移動局	<p>値又は(一)七・二デシベル(八一五MHzを超え八九〇MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては二・八デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四九・二デシベル以上低い値又は(二)七・二デシベル以下の値</p>
-------	---

3・4 (略)

三 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 拡散符号速度が每秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア (略)  
イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

陸上移動局	<p>(一)七・二デシベル(八一五MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては二・八デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四九・二デシベル以上低い値又は(二)七・二デシベル以下の値</p>
-------	---

3・4 (同上)

三 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 (同上)

(1) (同上)

ア (同上)  
イ (同上)



離調周波数	不要発射の強度の許容値
二・五 MHz 以上三・五 MHz 未満	(略)
三・五 MHz 以上七・五 MHz 未満	(略)
七・五 MHz 以上八・五 MHz 未満	(略)
八・五 MHz 以上一二・五 MHz 未満	(略)
一二・五 MHz 以上	(略) 一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満 (二、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

注) 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合に

離調周波数	不要発射の強度の許容値
二・五 MHz 以上三・五 MHz 未満	(同上)
三・五 MHz 以上七・五 MHz 未満	(同上)
七・五 MHz 以上八・五 MHz 未満	(同上)
八・五 MHz 以上一二・五 MHz 未満	(同上)
一二・五 MHz 以上	(同上) 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

あつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

ウ (略)  
 (2) 拡散符号速度が毎秒七・六八メガチップの無線局の送信装置

ア (略)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHz以上五・七五MHz未満	(略)
五・七五MHz以上七・〇MHz未満	(略)
七・〇MHz以上一五・〇MHz未満	(略)
一五・〇MHz以上一七・〇MHz未満	(略)
一七・〇MHz以上二五・〇MHz未満	(略)
二五・〇MHz以上	(略) 一、〇〇〇MHz以上二一・七五GHz未満 (二、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワット

ウ (同上)  
 (2) (同上)

ア (同上)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHz以上五・七五MHz未満	(同上)
五・七五MHz以上七・〇MHz未満	(同上)
七・〇MHz以上一五・〇MHz未満	(同上)
一五・〇MHz以上一七・〇MHz未満	(同上)
一七・〇MHz以上二五・〇MHz未満	(同上)
二五・〇MHz以上	(同上)

トを〇デシベルとする。(以下値)

注 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

(3) ウ (略)

2 (略)

4 (略)

一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(同上)

(同上)

2 (同上)

4 (同上)